

特産品の保護（商標）

久保 順一（※1）

1. はじめに

長野県には、長野県が発祥とされる多くの特産品がある。全国的に知られ、地域のイメージ形成に貢献しているものも多い。ところが、県外産でありながら前記特産品に関係していると解される名称を使用している例がある。そこで、長野県の特産品のブランド（商標）の登録状況と課題の抽出・対応について検討を行った。なお、（独断ではあるが）13種の特産品を挙げて検討を行った。これらは、インターネット上においても、長野県あるいは長野県内の特定地域の特産品と説明されている。

- ① 信州そば、②おやき、③野沢菜、④信州りんご、⑤ローメン、⑥市田柿、⑦すんき、⑧山賊焼き、⑨おいだれ／美味だれ、⑩安曇野わさび、⑪五平餅／御幣餅、⑫おしぼり・ねずみ大根

2. 特産品の商標登録状況

（1）長野県内外の出願人比率について

本特産品の名称を含む商標の検索を、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の称呼検索で行った。（明らかに相違する検索結果は除く。）

その結果、県内出願人の全件数に対する比率は以下のようになった。（詳細は表1参照）

- ① 信州そば 12件・71%、②おやき 21件・47%、③野沢菜 9件・69%、④信州りんご 1件・25%、⑤ローメン 4件・50%、⑥市田柿 5件・100%、⑦すんき 9件・100%、⑧山賊焼 0件・0%、⑨おいだれ／美味だれ 4件・100%、⑩安曇野わさび 1件・100%、⑪五平餅 0件・0%、⑫おしぼり・ねずみ大根 : 登録なし

これにより、長野県の特産品と思われているものであっても、県外出願人による商標登録が相当数（相当比率）存在することが確認された。中でも、①おやき、④信州りんご、⑤ローメン、⑧山賊焼の長野県内出願人は50%以下である。なお、⑧山賊焼は山口県にも有る特産品とはいうものの、両県ともに商標登録が無い。また、⑫五平餅は、長野県のみでなく、岐阜県にもまたがる特産品であり、岐阜県の出願人から1件出願・登録されている。

（2）出願人が自治体や業界団体の場合について

自治体や業界団体が出願人になっている特産品に着目する。

- ① 信州そば：長野県信州そば協同組合（1件／全17件、1994年）
（但し、組合名称としての商標であり、商品名とは思われない。）
- ⑤ローメン：伊那商工会議所（1件／全4件、1995年、「イナローメン」）
- ⑥市田柿：JAみなみ信州（2件／全5件、2006年・20017年）
JA下伊那園芸 「市田柿」「Ichidagaki」（出願中）
- ⑦すんき：木曾町（3件／全9件、2006年・2011年・2015年）
「木曾すんき」「赤かぶすんき」「木曾ヘルすんき」

(当初は民間企業が出願し、権利化後に木曾町に譲渡)

⑨おいだれ／美味だれ：上田市 (4件／全4件、2011年・2012年

「おいだれやきとり／美味だれ焼き鳥」「おいだれ／美味だれ」)

一方、自治体や業界団体が出願人になっていない特産品は以下であった。

② おやしき、④信州りんご、③野沢菜、⑩安曇野わさび

このように、地域の自治体や公共団体または農業共同組合が権利者となっている例がある。

⑨「おいだれ／美味だれ」は4件中4件が自治体であり、⑤「ローメン」は4件中1件、⑥「市田柿」は5件中2件、⑦「すんき」は9件中3件となっている。

また、前記自治体等の出願状況も図1に合わせて記載した。

(3) G I (地理的表示) の登録状況について

前記特産品についてG I (地理的表示) の登録状況を確認すると、⑥「市田柿」と⑦「すんき」が登録されており(2017年)、長野県全体でもこの2件のみが登録されている。両者共に、通常の商標登録または地域団体商標の登録が行われ、その後にG I登録がされている。また、地域の自治体や公共団体または農業共同組合が権利者となっている。両者共に、同文言を含む商標の出願人は全て長野県内である。これは、既に他者に登録されているときは登録できないが、商標権者の同意を得られた場合には除かれるというG Iの登録要件と無縁では無いように思える。

3. 地域特産品ブランドの保護方法について

3-1 法的制度活用による保護

前項の状況に鑑みて、どのような保護制度が活用可能か検討を行った。この結果、a.商標、b.地域団体商標、c.地理的表示(GI)、d.品種登録、e.著作権、f.不正競争、g.先使用权、h.地域認定が考えられる。

a.商標、b.地域団体商標、c.地理的表示、d.品種登録は、名称が登録され法的な保護が行われるが、e.著作権、f.不正競争防止法は所定の要件を満たして認められるものであって、第三者への説明や立証の困難性を伴うものである。

また、h.地域認定の特産品は、所定のマークや呼称を決めた上で、自治体や団体の中に地域認定を行うための組織(委員会)等の審査を行い、該マークや呼称を使用することができるようにしている場合が多い。また、d.品種登録は、指定した種苗や苗木、穂木に係り、野菜や果実等の収穫物には権利範囲は及ばない。

そこで、a.商標、b.地域団体商標、c.地理的表示に絞ってその内容を取りまとめた。

a.商標、b.地域団体商標は特許庁に、c.地理的表示は農林水産省に申請し、審査・登録を得ることによって行われる。基本的に識別性(区別性)が必要であり、審査を経て登録される。この結果、使用上の排他権や損害賠償請求権等を取得する。但し、G Iについては、行政が監視・取締りを行うため、訴訟等の不正使用対策に費用や時間を要さない利点がある。一方、a.商標、b.地域団体商標はすべての商品が対象になるが、c.G I (地理的表示)は農林水産物、飲食料品等に限定される。詳細は、添付表2を参照願いたい。

3-2 意識や体制の変革による保護

① 意識を持つ

地域の特産品なのだからいつまでも独占が続くだろうという意識は、第2項商標登録状況で確

認されたように恒久的ではない。そのために、将来の方策をあらかじめ打っておくという意識を持つことが重要である。

② 知識を持つ

前記の意識を具体化するためには、方策や制度の存在を知り、その方策や制度を利用するための知識・技能が必要になる。その場合、自ら実施する方法もあるが、専門家に相談しあるいは依頼する方法もある。少なくとも、相談が出来る場所（機関・団体等）を把握しておくことが望ましい。知財総合支援窓口もその一つである。

③ 関係者間の連携

地域団体商標や地理的表示は、組合、商工会議所（商工会）や団体が出願人になることが要件とされている。また、商標出願は個人や企業でも可能であるが、地域特産品はその性格から個人や企業が普及・保護できるとは考え難い。このため、地域の関係者全体での意識の共有と連携が重要になる。そのためには誰かがリーダーシップをとる必要がある。リーダーシップをとる者は、利益団体ではなく、公正に判断し、行動ができるものが望ましく、その点では、自治体や商工会議所（商工会）が好ましいと考える。

4. 終わりに

確認したところ、商標登録が全くない特産品も多数存在する。これらは、旧来からその名称等を継続して使用していることから、普通名称化していると判断し、何の対策も講じていないのではないかと危惧している。しかし、現在は、商標登録はもとより、地域団体商標や地理的表示による保護の制度も用意されている。地域特産品は長い年月をかけ、そこに暮らす人たちが守り育てたブランドである。県外企業等によるそのブランド価値の希釈化を防止して、地域の特産品を保護する方策を主に自治体や商工会議所（商工会）等の公的組織が中心になって、検討しかつ実施することを期待したい。

なお、余談であるが、上田市の「おいだれ／美味だれ」を含む今後の動きに注目したい。

以上

（原稿作成 2018年1月）

（※1 長野県発明協会）